

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、岩手県営体育館の利用料金を次のとおり承認した。

令和元年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第4条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
- 4 利用料金の適用年月日

令和元年10月1日

表1 施設の利用料金

区 分			普通利用料金							特別利用料金	
			全館貸切使用						区分使用		個人使用
			8時か ら12時 まで	12時か ら17時 まで	17時か ら21時 まで	8時か ら17時 まで	12時か ら21時 まで	8時か ら21時 まで	1区分1 時間まで ごとに		1人4時 間までご とに
入場 料等 を徴 収し ない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	円 2,760	円 4,320	円 5,750	円 7,080	円 10,070	円 12,830	円 500	円 80	休日割増料 日曜日、土曜日 、国民の祝日に関 する法律（昭和23 年法律第178号） に規定する休日、 12月29日から31日 までの日並びに1 月2日及び3日（ 以下「休日」とい う。）に、その他 の催しに使用する 場合においては、 普通利用料金の額 の2割に相当する 額（100円未満の 端数は、切り上げ る。）を別に徴収 する。
		一般	5,510	8,650	11,520	14,160	20,170	25,680	860	90	
その他の催しに使 用する場合	27,590	43,200	57,640	70,790	100,840	128,430	2,510				
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及び 生徒	5,510	8,650	11,520	14,160	20,170	25,680	700		
		一般	11,040	17,300	23,040	28,340	40,340	51,380	1,200		
	その他の催しに使 用する場合	興行とし て行うも のでない 場合	41,380	64,810	86,450	106,180	151,260	192,630	3,940		
		興行とし て行うも のである 場合	82,760	129,640	172,910	212,400	302,550	385,310	7,540		

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1

時間とし、30分未満は切り捨てる。

- 3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3月以上6月未満	95パーセント
6月以上12月未満	85パーセント
12月	75パーセント

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
会議室	1時間までごとに	円 280	円 660
ステージ	1時間までごとに	280	860
選手控室	1室1時間までごとに	230	460
放送設備	1式1時間までごとに	280	660
電光掲示板	1式1時間までごとに	330	660
総合演技台	1台1時間までごとに	1,350	2,660
ピアノ	1台1時間までごとに	530	1,070
椅子（3人用）	1脚5時間までごとに	30	70
椅子（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
机	1台5時間までごとに	30	70
体操用具	1式1時間までごとに	1,090	2,180
新体操用マット	1式1時間までごとに	190	380
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	150	330
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	70
テニス用具	1式1時間までごとに	40	90
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	90
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	70
卓球用具	1式1時間までごとに	70	140
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	90
トランポリン	1式1時間までごとに	150	330
レスリングマット	1式1時間までごとに	190	380
ショートマット	1枚1時間までごとに	30	70
ロングマット	1枚1時間までごとに	40	90
シャワー	1回につき		100円
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の施設又は設備の利用料金（電気料及び暖房料を除く。）は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる額の表1の備考3の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

表3 条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに170円
----------------